	権利の	D設定を受ける者		権利の設定をする土地					設定する権利							
番号	氏名又は名称	住 所	市町	所 在 大字	生 字	地番	現況 地目	面積 m²	権利の種類	内 容	始 期 年.月.日	終 期 年.月.日	存続期間	借 賃 (/10a)	借賃の支払の方法	
1	株式会社 グリーンサポート楽農	滋賀県東近江市	竜王町	西横関	7	1014	H	3,005	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	6,670円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
2	株式会社 グリーンサ ポート楽農	滋賀県東近江市	竜王町	西横関		1022	田	3,135	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,970円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
3	株式会社 グリーンサポート楽農	滋賀県東近江市	竜王町	西横関		1029	田	3,015	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	6,670円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
4	株式会社 グリーンサポート楽農	滋賀県東近江市	竜王町	西横関	エビス	185-1	田	540	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,970円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
5	株式会社 グリーンサポート楽農	滋賀県東近江市	竜王町	西横関	エビス	186	田	836	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,970円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
6	株式会社 グリーンサポート楽農	滋賀県東近江市	竜王町	西横関	エビス	187	田	872	賃借権	水田	R6.4.1	R8.3.31	2年	5,970円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
7	株式会社 グリーンサ ポート楽農	滋賀県東近江市	竜王町	西横関	エビス	188	田	905	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,970円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
8	株式会社 グリーンサポート楽農	滋賀県東近江市	竜王町	西横関	小田中	64	田	991	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,805円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
9	株式会社 グリーンサ ポート楽農	滋賀県東近江市	竜王町	西横関	南手	694-1	田	519	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	3,705円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
10	ノアーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2066	田	3,122	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
11	農事組合法人 ジョイ ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2129	田	401	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
12	ファーム田中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2130	田	1,549	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
13	ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2134	田	1,075	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
14	農事組合法人 ジョイ ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2135	田	620	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
15	フアーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2136	田	594	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
16	農事組合法人 ジョイファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2175	田	1,954	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
17	農事組合法人 ジョイ ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2176	田	1,151	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
18	農事組合法人 ジョイ ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2181	田	3,201	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
19	農事組合法人 ジョイ ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2195	田	2,723	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
20	農事組合法人 ジョイ ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2197	田	3,498	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
21	農事組合法人 ジョイ ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2230	田	3,280	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
22	農事組合法人 ジョイ ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2231	田	3,616	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
23	1ノアーム田中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2255	田	1,877	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
24	ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2312	田	284	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500□	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
25	ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2313	田	3,419	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年		指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
26	農事組合法人 ジョイファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中		2314	田	1,618	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
27	ファーム山中 農事組合法人 ジョイ ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	出口	1168	田	727	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
28	農事組合法人 ジョイ ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	968-1	田	117	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	

番号	権利の設定を受ける者			設定する権利											
	氏名又は名称	住 所	所在				現況	面積。	権利の種類	内 容	始 期	終期	存続期間	借賃	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番	地目	mî	TE 1 142 IE 200		年.月.日	年.月.日	11 1207011111	(/10a)	102000000
29	農事組合法人 ジョイ ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	968-4	田	506	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し
30	ファーム田中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	968-5	田	270	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31			指定の口座から毎年11 月15日に引落し
31	農事組合法人 ジョイ ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	969	田	1,649	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年		指定の口座から毎年11 月15日に引落し
	ファーム田中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	977-1	田	540	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し
	ノアーム田中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	978-1	田	361	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し
34	農事組合法人 ジョイ ファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山中	西谷田	981-1	田	101	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	5,500円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき